法人市民税 第20号様式 記載例

第二十号様式

※処理事項	発信年月日		整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認印				1234567890	

法人番号 1234567891234　　申告年月日　年　月　日

月　日

大　仙　市　長　殿

所在地（本市が支店等の場合は本店所在地と併記）	〒014-0000 大仙市●●●● （電話　0187-63-0000　）	
（ふりがな）	だいせん●●　かぶしきがいしゃ	
法人名	大仙●●　株式会社	
（ふりがな）代表者氏名	だいせん　たろう 大仙　太郎	（ふりがな）経理責任者氏名：だいせん　はなこ 大仙　花子

この申告の基礎	1．法人税の　年　月　日の修正申告書の提出による。 2．法人税の　年　月　日の更正・決定・再更正による。
事業種目	○○業
期末現在の資本金の額又は出資金の額	5,000,000円
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	5,000,000
期末現在の資本金等の額	5,000,000

令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 までの 事業年度分の市民税の 確定 申告書

摘要		課税標準	税率（/100）	法人税割額 税額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　）円 1,232,700		
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②			
還付法人税額等の控除額	③			
退職年金等積立金に係る法人税額	④			
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	1,232,000	8.4	103,488円
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額（⑤/㉒×㉓）	⑥		8.4	
市民税の特定寄附金税額控除額	⑦			
税額控除超過額相当額の加算額	⑧			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨			
外国の法人税等の額の控除額	⑩			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪			
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			103,400
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			35,600
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			67,800
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	12 月 60,000 円×⑯/12	⑰	60,000
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額			⑱	30,000
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱			⑲	30,000
この申告により納付すべき市民税額 ⑮+⑲			⑳	97,800
⑳のうち見込納付額			㉑	
差引 ⑳-㉑			㉒	97,800

関与税理士署名

大仙市内に所在する事務所、事業所又は寮等 名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準 当該法人の全従業者数	左のうち大仙市分の従業者数	大仙市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
本店	大仙市●●●●		20人	20人
大仙市神宮寺営業所	大仙市●●●●		10	10
合計		㉓ 30人	㉔ 30	㉕ 30

指定都市に申告する場合の⑰の計算 区名	区コード	月数	従業者数		均等割額
			人		円

決算確定の日	年　月　日	法人税の申告書の種類	青色・その他
解散の日	年　月　日		
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年　月　日	翌期の中間申告の要否	㊀要・否（要に○）
法人税の期末現在の資本金等の額	円		
この申告が中間申告の場合の計算期間	年　月　日から 年　月　日まで	法人税の申告期限の延長の処分の有無	有・無（無に○）
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）		
還付請求税額	円		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			

（電話　）

【この申告書の用途】
この申告書は、仮決算による中間申告、確定した決算に基づく確定申告、申告期限経過後に税額の変更があった際の修正申告をする場合に使用します。

大仙市の管理番号（０または７から始まる１０桁の番号）を記載してください。

13桁の法人番号を記載してください。

法人税に係る修正申告、更正、決定等に基づき修正申告をする場合に、法人税に係る修正申告書の提出日、または更正、決定等を受けた年月日（通知日）を記載してください。

事業年度末現在の資本金の額又は出資金の額、資本金の額及び資本準備金の額、資本金等の額を記載してください。

法人所在地、電話番号、事業年度申告区分等を記載してください。本店が大仙市外に所在する場合は、本店所在地も併記してください。

税務署に申告した、法人税申告書より「法人税額計」の金額を記載してください。

1,000円未満の端数を切り捨てた課税標準額に、以下の税率を乗じて税額欄を算出してください。適用税率は事業年度開始日によって異なります。

事業年度開始日	税率
R1.10.1以前（改正前）	12.1%
R1.10.1以後（改正後）	8.4%

⑤÷㉒×㉓で得た金額（千円未満切り捨て）を記載してください。
※大仙市のみ事業所を有する法人は記載不要です。

100円未満の端数は切り捨ててください。

予定申告等で既に申告済みの法人税割額、均等割額を記載してください。

資本金および従業者数に基づいた、以下の均等割税率表（年額）を記載してください。

大仙市法人市民税　均等割税率表（年額）

従業者＼資本金等の金額	50億円超	10億円超～50億円以下	1億円超～10億円以下	1千万円超～1億円以下	1千万円以下
50人以下	492,000円	492,000円	192,000円	156,000円	60,000円
50人超	3,600,000円	2,100,000円	480,000円	180,000円	144,000円

※法人県民税の税率と混同しないようにご注意ください。

事業年度中に事務所等を有していた月数を記載してください。
※存在月数が１月に満たない場合は１月とします。１月以上の場合は、１月に満たない端数を切り捨てします。

従業者数を必ず記載してください。複数の支店がある場合は、各支店名称および支店ごとの人数も記載してください。

翌期の中間申告の要否について、該当する方に○をつけてください。

法人税の申告期限の延長の有無について、該当する方に○をつけてください。

中間納付額の還付を受ける場合、金融機関名、預金種別、口座番号を記載するほか、還付請求税額欄にその金額を記載してください。